

令和2年10月1日



名古屋港管理組合

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急経営支援策の拡充について

名古屋港を利用する事業者の方々の事業継続を支援するため、緊急経営支援策として港湾施設使用料等の支払いを猶予しておりますが、下記のとおり支払い猶予を延長します。

記

1 内容

これまで対象を令和2年4月から12月使用分までとしていますが、令和3年3月使用分まで延長します。

また、既に支払いを猶予している港湾施設使用料等も事業者の申請により納付期限を延長します。

ただし、いずれも納付期限は令和3年4月30日となります。

2 対象者

これまでと同様、名古屋港を利用する全ての事業者を対象者とします。

【お問合せ先】
企画調整室(調整担当)
担当 桑山、伊藤
TEL 052-654-7901

港営部港営課
担当 木下、松原
TEL 052-654-7871